

# 山梨県公報

第千五百六十四号

平成十七年

四月二十一日

木曜日

## 目次

使用料の収納事務の委託	二八五
自衛官の平成十七年度募集	二八五
保安林の指定の予定	二八六
山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正	二八六
道路の区域変更	二八七
建築基準法に基づく道路位置指定	二八七
<b>訓令</b>	
山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令	二八七
<b>公告</b>	
一般競争入札について	二八七
基本測量の実施	二八九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	二八九
土地改良区役員の退任及び就任(二件)	二八九

## 告示

### 山梨県告示第二百四十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方  
甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立青少年センターの使用料
- 三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百四十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成十七年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 採用予定数
  - 1 平成十七年七月・八月採用(男子) 陸・海・空自衛官 約十名
  - 2 平成十七年十月採用(男子) 海・空自衛官 約三名
  - 3 平成十八年三月・四月採用(男子) 陸・海・空自衛官 約四十名
  - 4 平成十八年三月・四月採用(女子) 陸・海・空自衛官 若干名
- 二 受付期間
  - 1 平成十七年七月・八月採用(男子) 平成十七年四月二十五日(月) から同年六月十七日(金) まで
  - 2 平成十七年十月採用(男子) 平成十七年七月四日(月) から同年九月二日(金) まで
  - 3 平成十八年三月・四月採用(男子) 平成十七年八月一日(月) から同年九月二十二日(木) まで
  - 4 平成十八年三月・四月採用(女子) 平成十七年八月一日(月) から同年九月八日(木) まで
  - 5 ただし、平成十八年三月・四月採用に係わる平成十八年三月の高等学校の卒業予定者又は中等教育学校の卒業予定者の受付については、文部科学省及び厚生労働省から示された期日以降に実施する。
- 三 受付場所

名称	所在地及び連絡先
自衛隊山梨地方連絡部本部	甲府市北新一丁目七番九号 電話〇五五 二五三 一五九一
自衛隊山梨地方連絡部甲府募集案内所	甲府市寿町五番三号 飯島ビル 電話〇五五 二三八 六四二七

自衛隊山梨地方連絡部大月募集事務所	大月市御太刀二丁目八番十号 電話〇五五四 二二二 一二九八
自衛隊山梨地方連絡部三珠分駐所	西八代郡三珠町上野六百十三番地 電話〇五五 二七二 〇八八四

四 応募資格

- 1 男子の場合については、日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。
- 2 女子の場合については、日本国籍を有し、かつ、平成十八年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。

五 試験期日

- 1 平成十七年七・八月採用(男子)  
平成十七年六月十八日(土) 午前九時から午後五時まで
- 2 平成十七年十月採用(男子)  
平成十七年九月三日(土) 午前九時から午後五時まで
- 3 平成十八年三・四月採用(男子)  
平成十七年九月二十六日(月) 午前九時から午後五時まで又は同年九月二十七日(火) 午前九時から午後五時までのうちいずれか一日を指定し、志願者に通知する。
- 4 平成十八年三・四月採用(女子)  
平成十七年九月二十五日(日) 午前九時から午後五時まで

六 試験実施場所

- 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 電話〇五五五 八四三二三五

山梨県告示第二百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年四月二十一日

- 一 保安林の所在場所  
山梨県知事 山 本 栄 彦  
大月市大月町大月字閑屋五七五の一、五七六の一、五七六の二、五九三
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字閑屋五七五の一・五七六の一・五九三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐は択伐による。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十四号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

三の表中	同	同	エース	晩生 県下一円に適す
る。	を	ハイブリッド ライグラス	同	中生 中間地及
び高冷地帯に適す	に、	同	同	DK789 中晩生
平坦地及び中間地帯に適す	を	同	同	KD777 中

る。

同

同

ゆめそだち

中

晩生 県下一円に適する。

に改める。

晩生 県下一円に適する。

### 山梨県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年五月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字河口字西側一〇四番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字西側一三二番の二地先まで	八・四	八・四	一八・〇	一三〇・〇
	一八・〇	一八・〇		
	一三〇・〇	一三〇・〇		

### 山梨県告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
上野原市新田字前畑二〇二番五
- 二 道路の幅員  
四・〇三メートル
- 三 道路の延長  
二三・七〇メートル

## 訓 令

### 山梨県訓令第九号

山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令

山梨県長期計画策定本部規程（平成三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「政策秘書室次長 企画部次長」を「企画部次長」に、「県民室次長」を「県民室次長 政策参事」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

### 一 一般競争入札に付する事項

#### 1 業務の名称

山梨県税務システム修正等業務

<p>2 業務の仕様等 電子申告導入に伴う既存税務システムの修正及び運用に関する事務。なお、詳細は、入札説明書で定める内容等であること。</p> <p>3 履行期限 平成十八年三月三十一日まで</p> <p>4 履行場所 山梨県総務部税務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）及び山梨県税務関係機関</p> <p>二 一般競争入札の参加資格</p> <p>1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。</p> <p>2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。</p> <p>三 入札手続等</p> <p>1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部税務課電算担当 電話〇五五 二二三 一三八八</p> <p>2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成十七年五月十三日（金）までの山梨県の休日を除く毎日常（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。</p> <p>3 入札説明会の日時及び場所 平成十七年四月二十八日（木）午後一時三十分 山梨県庁北別館五〇一会議室</p> <p>4 入札参加資格確認申請書の提出方法 平成十七年四月二十八日（木）から五月十三日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部税務課電算担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。</p> <p>5 入札及び開札の日時及び場所 平成十七年六月一日（水）午後一時三十分 山梨県庁北別館五〇一会議室</p> <p>6 郵便による入札書の受領期限及び場所 平成十七年五月三十一日（火）午後五時までに山梨県総務部税務課電算担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。</p>	<p>便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。</p> <p>7 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>四 その他</p> <p>1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 免除</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 契約書作成の要否 要</p> <p>5 その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured Development of Taxation System for Yamanashi Prefectural Government</p> <p>2 Date and time for tender 1:30PM June 1,2005</p> <p>3 Bureau in charge System Management Section, Tax Division, General Affairs Department,</p>
--	---

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十七年四月十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 二 作業期間 平成十七年五月十日から平成十七年九月三十日まで
- 三 作業地域 富士吉田市、南アルプス市、山梨市、南巨摩郡早川町及び南都留郡道志村

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
塩山市上塩後字秀森前一〇四二、一〇四三の一、一〇四三の三、一〇四四の一、一〇四四の二、一〇四五の一、一〇四五の二、一〇四六、一〇四九の一、一〇四九の二、一〇五一の一、一〇五一の二、一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五五、一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五八の一、一〇五八の二、一〇五八の三、一〇五八の四、一〇五八の五、一〇五八の六、一〇五八の七、一〇五八の八、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇五九の三、一〇五九の四、一〇五九の五、一〇五九の六、一〇六一の一、一〇六一の二、一〇六一の三、一〇六三の一、一〇六三の二、一〇六三の三、一〇六七の一、一〇六七の二、一〇六七の三、一〇六七の四、一〇七二の一、一〇七二の二、一〇七四の一、一〇七四の二、一〇七六の一、一〇七六の二、一〇七六の三、一〇八二の一、一〇八二の二、一〇八五、一〇八六の一、一〇八六の二、一〇八六の三、一〇八六の四、一〇八八の一、一〇八八の二、一〇九三、一〇九九の一、一〇九九の二、一〇九九の三、一〇〇〇の三、一〇〇〇の四、一〇〇一、一〇〇二の二、一〇〇二の三、一〇〇三の二、一〇〇三の三、一〇〇六の二、一〇〇六の三、一〇三三の二及び一〇三五の三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり
道路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨市万力千五百二十四番地一 フルーツ山梨農業協同組合 代表理事 廣瀬久信

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
甲斐市万才字中井二五二の一、二五二の二、二五二の四、二五二の五、二五二の六、二七一の二、二七二の二及び二七三の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町九百三十五番地三 有限会社ブラザ開発 代表取締役 丸山泰治

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	氏 名		
理事	齋藤 正利	南アルプス市有野九九一番地	平成十七年三月三十一日
理事	米山 勝	飯野新田七七一七番地	同
理事	飯田 肇	築山四二〇番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	氏 名		
理事	有野 文一	南アルプス市有野五二三番地六	平成十七年四月一日
理事	深澤 仁	飯野新田七〇三番地	同
理事	飯田 裕彦	築山二〇五番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、市之蔵土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 平成十七年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	武井 正導	九五八番地一	同
理事	田中 秀穂	笛吹市一宮町市之蔵五二七番地	平成十七年三月三十一日
同	同	同	同
同	同	五二五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	同		
同	田中 邦和	四四〇番地	同
同	萩原 友喜	一二六番地	同
同	堀内 利長	一〇八一番地	同
同	萩原 英友	四九番地	同
同	古屋 順司	三七番地	同
同	神宮宇治彦	九六三番地	同
同	小池 茂雄	塩田一三八八番地	同
同	堀内 潮	市之蔵六七番地	同
同	佐野 廣	四二四番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	武井 正導	笛吹市一宮町市之蔵九五八番地一	平成十七年四月一日
理事	古屋 敏博	三四番地	同
同	同	同	同
同	同	五二七番地	同
同	同	四二四番地	同
同	同	九二番地	同
同	同	七一番地	同
同	同	二二一番地	同
同	同	一二四番地	同

同	監事	同	同
佐野廣	降矢好文	中村智明	萩原英友
同	同	同	同
四二四番地	市之蔵五二五番地	塩田八九八番地	四九番地
同	同	同	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番